

★★★住民税が課税されない人(令和9年度・令和10年度)★★★

(R8.5.1時点)

●均等割も所得割もかからない人

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと2,090,000円未満）であった人

●均等割がかからない人

前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の人

参考：福津市税条例第24条第2項

前年の合計所得金額が415,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に189,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

区 分	合計所得額	計 算 式	給与収入のみの場合
同一生計配偶者又は扶養親族を有しない者	415,000	31万5千円×1(0人+1) +10万円	→ 1,155,000円 (R9年度・R10年度)
同一生計配偶者又は扶養親族を1人有する者	919,000	31万5千円×2(1人+1) +18万9千円+10万円	→ 1,659,000円 (R9年度・R10年度)
同一生計配偶者又は扶養親族を2人有する者	1,234,000	31万5千円×3(2人+1) +18万9千円+10万円	→ 1,974,000円 (R9年度・R10年度)
同一生計配偶者又は扶養親族を3人有する者	1,549,000	31万5千円×4(3人+1) +18万9千円+10万円	→ 2,327,999円
同一生計配偶者又は扶養親族を4人有する者	1,864,000	31万5千円×5(4人+1) +18万9千円+10万円	→ 2,779,999円
同一生計配偶者又は扶養親族を5人有する者	2,179,000	31万5千円×6(5人+1) +18万9千円+10万円	→ 3,227,999円

●所得割がかからない人

前年の総所得金額等が、45万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに32万円を加算した金額）以下の人

区 分	合計所得額	計 算 式	給与収入のみの場合
同一生計配偶者又は扶養親族を有しない者	450,000	35万円×1人+10万円	→ 1,190,000円 (R9年度・R10年度)
同一生計配偶者又は扶養親族を1人有する者	1,120,000	35万円×2人+32万円+10万円	→ 1,860,000円 (R9年度・R10年度)
同一生計配偶者又は扶養親族を2人有する者	1,470,000	35万円×3人+32万円+10万円	→ 2,215,999円
同一生計配偶者又は扶養親族を3人有する者	1,820,000	35万円×4人+32万円+10万円	→ 2,715,999円
同一生計配偶者又は扶養親族を4人有する者	2,170,000	35万円×5人+32万円+10万円	→ 3,215,999円
同一生計配偶者又は扶養親族を5人有する者	2,520,000	35万円×6人+32万円+10万円	→ 3,703,999円

★★★税制上の扶養範囲内の人(令和 9 年度・令和 10 年度)★★★

あくまで税制上の扶養範囲内になります。扶養者の社会保険の扶養の金額とは異なります。社会保険の扶養につきましては、扶養者の会社の担当者にお尋ねください。また国民健康保険につきましては、本市の保険年金医療課にお尋ねください。

●同一生計配偶者または扶養親族に該当する人

前年の合計所得金額が 620,000 円以下人

給与収入のみの場合 … 1,360,000 円 (令和 9 年度・令和 10 年度)
公的年金収入のみの場合、… 1,720,000 円 ※当該年度の 1/1 時点で 65 歳以上の人
… 1,220,000 円 ※当該年度の 1/2 時点で 65 歳未満の人

給与収入と年金収入がある場合

例) 65 歳以上の人で、給与収入が 1,100,000 円 年金収入が 1,300,000 円
基礎控除以外の所得控除がなく、扶養をどなたも取られていない人について
給与収入 2,199,999 円以下の場合、経費として 740,000 円(※1)を引きます。
※1 令和 9 年度・令和 10 年度の限定措置。令和 11 年度以降は 690,000 円予定。

給与所得金額 = 1,100,000 円 - 740,000 円 = 360,000 円

公的年金収入以外の収入が 10,000,000 円以下で公的年金収入が 3,299,999 円以下
の場合は、経費として 1,100,000 円を引きます。

公的年金所得金額 = 1,300,000 円 - 1,100,000 円 = 200,000 円

公的年金収入と給与収入がある人は、更に最大 100,000 円引くことができます。
※必ず 100,000 円引けるわけではありません。

合計所得金額 = 360,000 円 + 200,000 円 - 100,000 円 = 460,000 円
均等割と所得割はかかりますが 620,000 円以下のため、税制上の扶養範囲内となります。

その他収入がある方は、収入から経費を引いた額の合計額になります。

※繰越損失がある人、は繰越損失前の金額になります。

※土地家屋等の特別控除がある人、は特別控除前の金額になります。